

# 犯罪被害者等の制度・サービス利用と被害回復 ——全国オンライン調査の結果から<sup>1)</sup>——

大 岡 由 佳  
伊 藤 富 士 江  
平 山 真 理  
大 塚 淳 子

## [Abstract]

This paper focuses on the results of an online survey, where we asked the people with crime victimization experience about how they can find positive meaning after those experience. The respondents were the survey monitors registered by the Cross Marketing Inc. In our survey, we analyzed the correlation of crime victims' usage of various support system and their recovery from victimization. We also asked the respondents about their PTG (Posttraumatic Growth). 412 respondents responded to the survey. The types of the crime include; traffic offense, sex crime, stalking, domestic violence, and violent crime. We found that PTG are shown more often in those who receive support at early stage, those whose cases got to trials, and those who used the "Victim Participation System" or "Damage Compensation Order System". We also found that PTG is associated with victims' perception that their rights were protected and that they were treated with dignity by the relevant institutions.

## I はじめに

犯罪被害とは、私たちが自明と考えてきた世界や他者への基本的な信頼感や安全感を打ち砕き、平穏な生活を一変させてしまう事態である。被害に遭った者にとって、身体面や精神面の

---

|               |                                                                                             |
|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| OOKA Yuuka    | Associate Professor, Department of Psychology & Social Welfare, Mukogawa Women's University |
|               | 武庫川女子大学心理・社会福祉学科准教授                                                                         |
| ITO Fujie     | Research fellow, Faculty of Human Sciences, Sophia University                               |
|               | 上智大学総合人間科学部客員研究員                                                                            |
| OTSUKA Atsuko | Professor, Department of Human Culture, Teikyo Heisei University                            |
|               | 帝京平成大学人間文化学科教授                                                                              |
| HIRAYAMA Mari | Professor, Faculty of Law, Hakuoh University                                                |
|               | 白鷗大学法学部教授                                                                                   |

---

1) 本稿は日本被害者学会第31回学術大会（2020年6月5日 慶応義塾大学三田キャンパス・オンライン）において発表した筆者らの個別報告をもとに修正・加筆したものである。

打撃はもとより、生活面の困難も計り知れないものとなる。

2004年に犯罪被害者等基本法（以下「基本法」という。）が制定、翌年には犯罪被害者等基本計画（以下「基本計画」という。）が策定され、犯罪被害者や家族、遺族（以下「被害者等」という。）に対する施策が急速に進められてきた。例えば、損害回復・経済的支援の取組として、犯罪被害者等給付金制度の拡充や損害賠償命令制度の創設等が図られた。医療、特に精神科医療分野においては、被害者等の精神的状況をトラウマやPTSDといった枠組みで捉え、様々な治療法や支援が模索されてきた。また、刑事司法分野においても被害者参加制度をはじめ、公判で被害者等が利用できる様々な措置が導入された。支援等のための体制整備への取組としては、都道府県・市区町村に被害者等のための総合的対応窓口の整備が推進され、現在全市区に総合的対応窓口が整備されている。

このように、基本法・その後の数次にわたる基本計画のもとで経済的側面、精神医療面、司法面の施策、居住や雇用の安定、相談および情報の提供等が推進されてきた。しかし、被害者等のため支援や制度・サービスを、被害者等がどのように利用しどう受け止めたかに関する報告はあまり見られない。本稿では、全国オンライン調査の結果をもとに、被害者等による支援や制度・サービス等の利用実態を把握し、それらと心身の回復の関連を明らかにした上で、被害回復を支える被害者等支援の在り方を模索する。

## Ⅱ 調査方法

### 1 目的

本調査の目的は、犯罪被害に遭ったことで陥る心理的・社会生活状況、制度・支援の利用状況等についての実態を明らかにし、被害からの回復や心的外傷後成長（Posttraumatic Growth, 詳細は後述）を促進する要因を探ることとした。

### 2 対象

1990年以降に犯罪被害を経験しオンライン回答に同意した者（回答時18歳以上）。調査時から過去1年未満の者はスクリーニング時点で対象外とした。犯罪種別は、「暴力を伴う財産上の被害（強盗、恐喝など）」、「配偶者からの暴力（DV）」、「ストーカー行為等」、「性的な被害（強制わいせつ、強制性交等罪など）」、「交通被害（1か月以上の治療が必要となった、または家族が亡くなった被害）」、「傷害等の暴力被害（1か月以上の治療が必要となった被害）」、「殺人、殺人未遂」、「その他の犯罪被害」がある者とした。「財産上の被害（詐欺、窃盗など）」や、「性的な被害（盗撮、のぞきなど）」は、今回は身体犯を中心に対象者を選定することにしたため、被害種別のスクリーニング時で対象外とした。

### 3 調査の手順と内容

不特定多数の犯罪被害者等の実態を把握することを目的としたため、WEB調査の手法を採用した。対象の選定・募集方法については、調査委託会社クロス・マーケティング（学術調査部門）のアンケートモニターから回答を得て、データクリーニングを行った。調査の実施は2020年10月であった。

調査内容は、回答者の基本的属性、被害内容、被害前後の社会生活状況、被害直後から生活の再構築に至る過程の支援内容、刑事手続における支援有無などに関するものであった。また、被害直後の支援状況や、「怒り」「自責の念」の程度も尋ねた。回答者の心理、社会状況を把握するために使用した尺度は以下の3点である。

#### （1）日本語版ソーシャル・サポート尺度（短縮版）

Zimet, GD ら（1990）が開発し、日本で岩佐ら（2007）<sup>2)</sup>により信頼性・妥当性が検証されている短縮版の7項目から成る尺度を用いた。回答は7件法で求め、ソーシャル・サポート尺度全体ならびに下位尺度（「家族のサポート」「大切な人のサポート」「友人のサポート」）ごとに平均値を求め得点化した（各項目1点～7点）。得点が高いほどソーシャル・サポートが高いことを意味する。

#### （2）日本語版外傷後成長尺度（短縮版）（PTGI-SF-J）

Cann, A ら（2010）<sup>3)</sup>が作成し、宅らによって邦訳された10項目からなる尺度（短縮版）を用いた。これは危機的な出来事や困難な経験を経た結果、どの程度自身の生き方に変化が生じたかについて測定するものであり、回答は6件法で求める（総得点範囲は0点から60点）。得点の高さは様々な危機的体験から起こりうる心理的な成長を示している。5つの下位尺度（「他者との関係」、「新たな可能性」、「人間としての強さ」、「精神的（スピリチュアルな）変容（以下、精神的変容）」、「人生に対する感謝（以下、価値観の変容）」から成り各2項目ある（表1参照）。

#### （3）日本語版K6（Kessler 6 scale）

うつ・不安障害に関するスクリーニングとしてFurukawa ら（2008）<sup>4)</sup>による6項目から成るK6尺度を用いた。回答は5件法で求めた。K6の値ではいくつかの区分点が存在するが、5点以上：何らかのうつ・不安の問題がある可能性、10点以上：うつ・不安障害が疑われる、13点以上：重度のうつ・不安障害が疑われるとされる。本調査では13点以上を精神障害のハイリ

2) 岩佐一・権藤恭之ほか「日本語版「ソーシャル・サポート尺度」の信頼性ならびに妥当性——中高年者を対象とした検討——」厚生指標54巻6号26-33頁（2007年）。

3) Cann, A., Calhoun, L. G., Tedeschi, R. G., Taku, K., & Vishnevsky, T., “A short form of the Posttraumatic Growth Inventory” *Anxiety, Stress, & Coping*, 23, (2010), 127-137.

4) Furukawa, T.A., Kawakami, N., Saitoh, M., Ono, Y., Nakane, Y., Nakamura, Y., et al., “The performance of the Japanese version of the K6 and K10 in the World Mental Health Survey Japan”, *Int. J. Methods Psychiatry. Res.*, 17（3）(2008), 152-158.

| 表 1 日本語版外傷後成長尺度（短縮版）の下位項目   |                                                                               |
|-----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 因子                          | 各項目内容                                                                         |
| 他者との関係                      | ・ 他の人達との間で、より親密感を強く持つようになった。<br>・ 人間が、いかにすばらしいものであるかについて、多くを学んだ。              |
| 新たな可能性                      | ・ 自分の人生で、より良い事ができるようになった。<br>・ 自分の人生に、新たな道筋を築いた。                              |
| 人間としての強さ                    | ・ 困難に対して自分が対処していけることが、よりはっきりと感じられるようになった。<br>・ 思っていた以上に、自分は強い人間であるということを発見した。 |
| 精神的性（スピリチュアルな）<br>変容（精神的変容） | ・ 精神性（魂）や、神秘的な事柄についての理解が深まった。<br>・ 宗教的信念が、より強くなった。                            |
| 人生に対する感謝（価値観の変容）            | ・ 人生において、何が重要かについての優先順位を変えた。<br>・ 自分の命の大切さを痛感した。                              |

スク群と表記した。

なお、回答データは、SPSS Ver.26統計ソフトで分析した。システム欠損値を省いて処理し、統計上の数値については有効パーセント（％）記載に統一した。統計処理では有意水準は5％とした。

#### 4 倫理的配慮

本調査の研究代表者の所属校「上智大学『人を対象とする研究』に関する倫理委員会」の承認（承認番号2020-53）を得たほか、共同研究者らの所属校でも同様の承認を得た。「上智大学『人を対象とする研究』に関するガイドライン」を遵守して調査を実施した。調査協力者に対しては、ホームページにおいて途中で回答を中止しても不利益が生じないこと、結果分析においては回答者の個人情報が出ることは一切ないこと、結果をホームページ等において公表すること等を明記した。

### Ⅲ 結 果

#### 【被害実態】

##### 1 基本的属性

有効回答者数は計412名で、性別では「男性」221名（53.6%）、「女性」190名（46.1%）、「その他」1名（0.2%）であった（「その他」は統計上分類の点からシステム欠損値として処理）。年代は、「20歳以下」1名（0.2%）、「20代」24名（5.8%）、「30代」95名（23.1%）、「40代」123名（29.9%）、「50代」104名（25.2%）、「60代以上」65名（15.8%）であった。事件における立場は、「本人」308名（74.8%）、「家族」84名（20.4%）、「遺族」20名（4.9%）であった。世帯構成では、「単独世帯」81名（19.7%）、「夫婦のみ世帯」89名（21.6%）、「親と未婚の子のみ世帯」197名

表 2 回答者の基本属性

|                      |           |      |
|----------------------|-----------|------|
| 人数                   | 412       |      |
| 性別（％）                |           |      |
| 男性                   |           | 53.6 |
| 女性                   |           | 46.1 |
| 年齢（平均年齢±標準偏差）        | 47.4±12.4 |      |
| 被害種別                 | n         | ％    |
| 暴力を伴う財産上の被害          | 28        | 6.8  |
| 配偶者からの暴力（DV）         | 37        | 9.0  |
| ストーカー行為等             | 54        | 13.1 |
| 性的な被害                | 75        | 18.2 |
| 交通被害                 | 199       | 48.3 |
| 傷害等の暴力被害             | 17        | 4.1  |
| その他の犯罪               | 2         | 0.5  |
| 事件からの経過年数（平均年数±標準偏差） | 10.8±7.7  |      |
| 刑事裁判の有無              | n         | ％    |
| 無                    | 320       | 77.7 |
| 有                    | 92        | 22.3 |

（47.8%）、「その他」45名（10.9%）であった。

居住地域は、45都道府県の各地であった。多い地域は、「東京都」72名（17.5%）、「神奈川県」40名（9.7%）、「大阪府」35名（8.5%）、「愛知県」33名（8.0%）、「埼玉県」30名（7.3%）等であった。都市の規模としては、「大都市（東京23区、政令指定都市）」164名（39.8%）、「人口30万人未満の市」147名（35.7%）、「人口30万人以上の市」82名（19.9%）、「町村」19名（4.6%）の順で多かった。

#### 2 被害状況

被害種別は、「交通被害」が199名（48.3%）と最も多く、「性的な被害（強制わいせつ、強制性交等罪など）」75名（18.2%）、「ストーカー行為等被害」54名（13.1%）、「配偶者からの暴力（DV）」37名（9.0%）、「暴力を伴う財産上の被害（強盗、恐喝など）」28名（6.8%）、「傷害等の暴力被害（1か月以上の治療が必要となった被害）」17名（4.1%）、「その他」2名（0.5%）であった。1990年から2019年の間に被害に遭っており、平均経過年数は、10.84年であった。事件からの経過年数は多い順に、「10-20年未満」127名（30.8%）、「5年未満」110名（26.7%）、「5-10年未満」91名（22.1%）、「20年以上」84名（20.4%）であった。

以下の項目については、全体の結果とともに、①「交通被害：199名」、②「性的な被害（以

下、性被害）：75名」、③「ストーカー行為等被害（以下、ストーカー被害）：54名」、④「傷害等の暴力被害（以下、暴力被害）：45名」、⑤「配偶者からの暴力（DV）（以下、DV被害）：37名」の5つに分類し、被害種別で分析した結果も記載する。

### 3 加害者及びその処遇状況

加害者は、「全く無関係の人、知らない人」という回答が277名（67.2%）で最も多く、続いて「配偶者、元配偶者」36名（8.7%）、「職場、アルバイト先の関係者」及び「学校の関係者」30名（7.3%）、「知人、友人」24名（5.8%）等であった。加害者の逮捕<sup>5)</sup>有無は、「逮捕された」146名（35.4%）、「逮捕されていない」266名（64.6%）であった。「裁判（審判）になって判決（処分）が確定した」92名（22.3%）、「裁判（審判）になっていない/ならなかった」320名（77.7%）であった。「裁判（審判）になって判決（処分）が確定した」うち、「医療観察法の対象になった」11名（2.7%）で、「少年審判が開かれた」6名（1.5%）であった。

「不起訴/少年審判不開始・不処分」は59名（14.3%）であった。「裁判が終わり執行猶予」となったのは31名（7.5%）、「刑事施設/少年院に入っている」は8名（1.9%）、「刑事施設から釈放された/少年院から退院した」は12名（2.9%）、「保護観察を受けている」は10名（2.4%）であった。

事件が裁判（審判）になったか否かについて、被害種別で見ると、裁判（審判）になる傾向が高いのは「交通被害」であった。「DV被害」、「ストーカー被害」、「性被害」は裁判にならない傾向が見られた。

### 4 被害後の生活状況

被害後の経済状況は、「あまり変わらなかった」296名（71.8%）であった一方、「厳しくなった」84名（20.4%）、「非常に厳しくなった」27名（6.6%）であった。被害種別等によって差異が見られ、「裁判になった」うちの41.3%、「DV被害」の45.9%、「暴力被害」の58.8%が、被害後に経済状況が「厳しくなった」（「厳しくなった」、「非常に厳しくなった」で算出）という回答だった。

被害当初、もっとも困っていたことについては、多い順に「心理的な問題」175名（42.7%）、「医療問題」75名（18.3%）、「生活の問題（住まい、育児介護、日常生活・家事）」47名（11.5%）、「就労就学の問題」32名（7.8%）等であった。被害種別で見ると、「心理的な問題」は「性被害」、「ストーカー被害」、「DV被害」で多かった。「医療問題」については「交通被害」で多

5) 本調査では回答者が答えやすいように「逮捕」という言葉を使用した但、「検挙」（被疑者が判明しており①警察から検察に送検されている、②微罪処分に付された）を意味する。

く、「生活の問題（住まい、育児介護、日常生活・家事）」では「性被害」で多く、「就労就学の問題」では「交通被害」と「暴力被害」で割合が高かった。

### 5 被害後の心理的状況

被害当初の心理的苦痛について尋ねたところ、「非常に強く感じた」167名（40.5%）、「かなり感じた」117名（28.4%）、「感じた」88名（21.4%）であった。「暴力被害」、「性被害」といった身体への侵襲度の高い犯罪被害において、心理的苦痛の程度が高いことが示された。

事件が起きたことについて、「怒り（加害者に対する処罰感情）」と「自責の念（自分を責めてしまう気持ち。以下、自責感）」を尋ねたところ（1～10点、最も高いのが10点）、回答者全員の怒りの平均は7.38で、自責感の平均は3.67であった。怒りは、「暴力被害」、「暴力を伴う財産上の被害」の順で高かった。自責感は、「性被害」、「DV被害」、「ストーカー被害」の順で高かった。

刑事裁判（審判）を経験した者は、そうでない者に比べ、自責感が低かった（t検定、 $p < 0.05$ ）。加害者が逮捕されていない場合、逮捕されている場合と比べ、「心理的な苦痛」を「非常に強く感じた」者が多かった。また、加害者逮捕の有無で比較すると、「怒り」が強い者（全体平均の7点以上）について、逮捕されていない場合が114名（78.1%）を占めるのに対し、逮捕されている場合は159名（59.8%）であった。

### 6 精神科受診の状況

被害後の心療内科や精神科への受診は、「受診していない」345名（83.7%）、「受診した」67名（16.3%）となっており、受診しなかった理由としては、多い順に「治療を望まなかった」94名（27.2%）、「それどころではなかった」80名（23.2%）、「精神科以外の医療機関で十分だった」68名（19.7%）、「治療を受けに行く気力がなかった」34名（9.9%）等であった。被害種別で見ると、「性被害」「暴力被害」において「受診した」と回答する割合が他の被害種別と比べ高かった。

受診した者67名による精神科等への受診の評価については、「役に立った」30名（44.8%）、「役に立たなかった」21名（31.3%）、「どちらともいえない」16名（23.9%）であった。

### 7 被害後のサポート状況

被害当初、必要な情報をどこから得たかについて尋ねたところ（複数回答）、「警察」92名（22.4%）、「医療機関」57名（13.9%）、「市区町村」14名（3.4%）、「民間支援団体」10名（2.4%）、「法テラス」15名（3.6%）、「インターネット」37名（9.0%）、「友人・親族」30名（7.3%）、「近



隣・地域の人」 1 名（0.2%）、「その他」 33名（8.0%）であったが、「必要な情報はなかった」と回答した者が232名（56.3%）に上っていた。また警察のサポート状況について、「警察および検察の事情聴取された際に、適切に対応されたか」を尋ねたところ、「該当しない」 267名（64.8%）、「はい」 91名（22.1%）、「いいえ」 54名（13.1%）であった。

1 ヶ月以内に支援があったか否かについては、「かなり受けた」 27名（6.6%）、「少し受けた」 32名（7.8%）に対して、「まったく受けなかった」 353名（85.7%）であった。被害種別で見ると、1 ヶ月以内の支援を「かなり受けた・少し受けた」者は、「DV 被害」で高く、「性被害」でその割合が非常に低かった。直後 1 カ月以内の支援を受けた者は、支援を受けていない者と比較した際、事件に対する怒りが高まり、心理的苦痛が低い点で有意な差があった（t 検定、 $p < 0.01$ ）。

周囲の人からの言動で傷ついたと覚えることがあったか否かについては、「あまり感じなかった」「感じなかった」 228名（55.4%）に対して、「感じた」 73名（17.7%）、「かなり感じた」 56名（13.6%）、「非常に強く感じた」 55名（13.3%）であった。

## 8 法制度の利用状況

裁判（審判）になって判決（処分）が確定した92名について、「裁判の結果について、希望すれば知ることができることの説明を受けたか」と尋ねたところ、「説明を受けた」 31名（33.7%）、「説明を受けなかった」 34名（37.0%）、「該当しない等」 27名（29.3%）であった。被害種別では、「暴力被害」で「説明を受けた」割合が高かった。

制度導入に至っていない時期の事件の被害者等（27名）をシステム欠損値として省き処理した結果、「優先傍聴制度」の利用については、「利用した」 6 名（9.2%）、「利用しなかった」 49 名（75.4%）、「該当しない」 10名（15.4%）であった。裁判での証人としての証言は、「証言した」 11名（16.9%）、「証言しなかった」 44名（63.1%）、「該当しない」 13名（20.0%）であった。

「被害者参加制度」については、「利用した」 8 名（12.3%）、「利用しなかった」 57名（87.7%）であった。「損害賠償命令制度」については、「利用した」 17名（26.2%）、「利用しなかった」 48名（73.8%）であった。「意見等聴取制度」については、「利用した」 3 名（4.6%）、「利用しなかった」 62名（95.4%）であった。「優先傍聴制度」、「被害者参加制度」、「損害賠償命令制度」の利用について、実数としては「交通犯罪」に多かったが、被害種別では割合に差異は見られなかった。

## 9 更生保護における犯罪被害者等施策の利用状況

事件の加害者が保護観察を受けている／受けたとの回答は、処分が確定した92名のうち11名

表 3 刑事司法制度や手続等の利用状況

|                 | n   | %    |
|-----------------|-----|------|
| 被害者参加制度（114）    |     |      |
| 利用した            | 8   | 1.9  |
| 利用していない         | 106 | 25.7 |
| 損害賠償命令制度（114）   |     |      |
| 利用した            | 19  | 16.7 |
| 利用していない         | 95  | 83.3 |
| 意見等聴取制度（114）    |     |      |
| 利用した            | 4   | 3.5  |
| 利用していない         | 110 | 96.5 |
| 加害者の保護観察処遇（114） |     |      |
| あった             | 13  | 11.4 |
| なかった、わからない      | 101 | 88.6 |
| 心情等伝達制度（13）     |     |      |
| 利用した            | 2   | 15.4 |
| 利用していない         | 11  | 84.6 |
| 被害者等通知制度（13）    |     |      |
| 利用した            | 4   | 30.8 |
| 利用していない         | 9   | 69.2 |

※（ ）は、各制度の有効回答数を指す。

（16.9%）であったが、その11名について、「心情等伝達制度」を「利用した」 2 名（18.2%）、「利用しなかった者」 9 名（81.8%）であった。「被害者等通知制度」は、「利用した」 4 名（36.4%）、「利用しなかった」 7 名（63.6%）であった。被害種別で、利用の割合に差異は見られなかった。

## 10 犯罪被害者等総合対応窓口および条例の認知

犯罪被害について対応する区・市町の犯罪被害者等総合対応窓口（以下、対応窓口）について、全体412名のうち、「知らない」 325名（78.9%）、「被害に遭ったことで知った」 55名（13.3%）、「被害に遭う前から知っていた」 32名（7.8%）であった。「裁判（審判）になって判決（処分）が確定した」者では、対応窓口について「被害に遭ったことで知った」という回答が非常に多かった。被害種別では、「DV 被害」に「被害に遭ったことで知った」という割合が多かった。

「被害に遭ったことで知った」及び「被害に遭う前から知っていた」と回答した87名について、どこから対応窓口の情報を得たか尋ねたところ（複数回答）、「警察・検察の人から」 23名

(26.4%)、「周りの人（家族・友人・知人等）から」22名（25.3%）、「地方自治体の Web サイト、ソーシャルメディア」23名（26.4%）、「警察の Web サイト、ソーシャルメディア（ツイッターやフェイスブックなど）」20名（23.0%）、「地方自治体の広報誌・チラシ・パンフレット等」15名（17.2%）、「弁護士・法テラスから」12名（13.8%）、「新聞・雑誌・ラジオ・テレビ」9名（10.3%）、「警察や地方自治体以外の Web サイト、ソーシャルメディア」8名（9.2%）、「警察の広報誌・チラシ・パンフレット等」8名（9.2%）、「民間支援団体の人から」3名（3.4%）であった。

近年地方公共団体において犯罪被害者支援に特化した条例の施行が進んできたことに鑑み、同条例の認知を尋ねたところ、「条例があることを知っている」24名（5.8%）、「条例がないことを知っている」8名（1.9%）であった一方、「条例があるかどうか、知らない」という回答は380名（92.2%）に上った。

### 11 犯罪被害者等総合対応窓口の利用状況

被害に遭ったことで行政から受けた支援のうち、「どのような支援が役に立ったか」について尋ねたところ（複数回答）、多い順に「情報提供」48名（11.7%）、「医療支援」33名（8.0%）、「相談・助言」33名（8.0%）、「法的支援」21名（5.1%）、「経済的支援」20名（4.9%）、「必要な機関等への付き添い支援」18名（4.4%）、「その他」4名（1.0%）であった。一方、「行政の支援があることを知らなかった」は269名（65.3%）に上り、「行政から支援を受けなかった」は31名（7.5%）であった。被害種別の特徴としては、「情報提供」において、「暴力被害」で「支援が役に立った」と回答する割合が高く、「性被害」でその割合が低かった。「経済的支援」「相談・助言」において、「DV 被害」で「支援が役に立った」と回答する割合が高かった。「行政の支援があることを知らなかった」については、「性被害」でその割合が顕著に高かった。他の項目では有意な差は見られなかった。

### 12 自助グループの参加意思

自助グループ（被害を受けた人同士が集まり、話し合ったり、情報を交換し合うことのできる機会）の参加について、「すでに参加している／主催している」2名（0.5%）、「参加したいと思う」62名（15.0%）、「参加したいとは思わない」342名（83.0%）、「その他」6名（1.5%）であった。

「参加したいと思う」と回答した62名について、被害種別ごとに占める割合を多い順に見ると、「暴力被害」29.4%、「ストーカー被害」18.5%、「DV 被害」16.2%、「交通被害」15.1%、「暴力を伴う財産上の被害」14.3%、「性被害」9.3%であった。

### 13 加害者との接点に関する思い

「裁判（少年審判）とは別に、加害者に直接自分の思いを伝えたい、質問したいと思うか」を尋ねたところ、「はい」74名（18.0%）、「いいえ」330名（80.1%）、「その他」8名（1.9%）であった。「安全な場所で十分に準備したうえで、加害者と直接やり取りできる機会があるとしたら、その機会を利用したいと思うか」については、「はい」58名（14.1%）、「いいえ」325名（78.9%）、「その他」29名（7.0%）であった。また、「今後、加害者の状況について知りたいと思うか」については、「はい」53名（12.9%）、「いいえ」351名（85.2%）、「その他」8名（1.9%）であった。被害種別で見ると、「暴力被害」において「加害者と直接やり取りできる機会を利用したい」と回答する割合が高く、「DV 被害」では「利用したいと思わない」という割合が高かった。

### 14 被害後の関係機関の関与状況

被害に遭ったことで、司法機関（警察、検察、裁判所）、医療機関、行政窓口、民間支援団体などとの関わりがあったかを尋ねたところ、「あった」152名（36.9%）、「なかった」260名（63.1%）であった。それら関係機関と関わりがあった152名に対して、関係機関に対する認識についてつぎの3項目を尋ねた。①「人権を尊重され、守られていると感じたか」（以下、「人権尊重」）は、「感じた」53名（34.9%）、「感じなかった」53名（34.9%）、「どちらともいえない」46名（30.3%）であった。②「被害後、自分の安全・安心が確保されていると感じたか」（以下、「安全・安心の確保」）は、「感じた」39名（25.7%）、「感じなかった」64名（42.1%）、「どちらともいえない」49名（32.2%）であった。③「社会的なつながりがもてるような働きかけがあったと感じたか」（以下、「関係性再構築の働きかけ」）は、「感じた」29名（19.1%）、「感じなかった」73名（48.0%）、「どちらともいえない」50名（32.9%）であった。

### 【尺度の結果】

#### 1 ソーシャル・サポート

ソーシャル・サポートの程度は、「家族のサポート」「大切な人のサポート」「友人のサポート」ごとに1～7点で得点化し、その3項目の総合計を割った値を平均値とする。全体では4.5±1.5（平均値±標準偏差）で、性別では「男性」：4.4±1.5、「女性」：4.6±1.5であった。被害種別で見ると、平均値が高い順に、「DV 被害」：4.8、「交通被害」：4.6、「ストーカー被害」：4.6、「暴力を伴う財産上の被害」：4.5、「性被害」：4.3、「暴力被害」：3.3と偏りがあった。

事件からの経過年別で見ると、事件から「5 年未満」：4.1、「5-10年未満」：4.7、「10-20年未

満」：4.7、「20年以上」：4.6であり、事件から間もない時期はソーシャル・サポートが低い状況が読み取れた。なお、尺度の下位項目で見ると、全体の平均値は「家族のサポート」4.8、「大切な人のサポート」4.6、「友人」4.2であった。

## 2 PTG（心的外傷後成長）

PTG の程度については、全体では、15.1±11.2（平均値±標準偏差）であった。性別で大きな差異はなかった。被害種別で見ると、平均点は高い順に、「ストーカー被害」：20.4、「DV 被害」：19.3、「交通被害」：15.6、「性被害」：10.1、「暴力被害」：9.3であった。事件からの経過年類別では、「5-10年未満」で最も高く、平均値16.7となっていた。下位項目の平均値は、高い順に「価値観の変容」4.1、「人間としての強さ」3.1、「新たな可能性」3.0、「他者との関係」2.7、「精神的変容」2.1であった。

## 3 K 6（精神健康状態）

現在の K 6 の値については、全体412名の平均は6.7±6.4（平均値±標準偏差）であった。「5 点以下（問題なし）」と判断されるのは209名（50.7%）で、203名（49.3%）は何らかの不調を抱えており、13点以上の「精神障害のハイリスク群」は69名（16.7%）に上った。13点を区分点として見たところ、経過年別、刑事裁判（審判）の有無、「被害」直後 1 カ月の支援有無では現在の精神的状況に差はなかった。被害種別においては差異が見られ、「交通被害」で13点以上を占める割合が低かった一方で、「DV 被害」、「性被害」、「暴力被害」でその割合が高かった。加害者が逮捕されない場合の被害者（146名）は、加害者が逮捕された場合の被害者（266名）と比べ、現在の精神症状のハイリスク群の割合が高かった。

### 【裁判（審判）、制度等利用、被害状況と PTG、K 6 との関連】

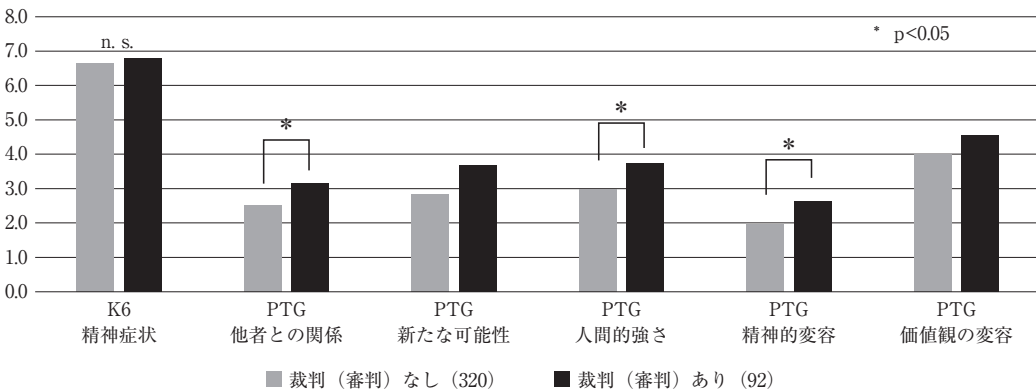
#### 1 裁判（審判）と PTG、K 6 との関連

裁判（審判）の有無と K 6 との関連は見られなかったが、PTG の平均値については「裁判（審判）になって判決（処分）が確定した」92名では17.7±11.5であったのに対して、「裁判（審判）にならなかった」では14.3±11.1で、下位項目「他者との関係」「人間的強さ」「精神的変容」において統計上の有意差が見られた（図 1 参照）。裁判（審判）を経験することが回復につながることを示唆された。

#### 2 早期支援・法的制度・サービスと PTG との関連

1 カ月以内の早期支援があった者は、全項目で支援がなかった者より PTG 下位項目の平均

図 1 刑事裁判（審判）の有無と K 6、PTG



点が高く、「新たな可能性」「人間としての強さ」「精神的変容」において、統計上有意であった（t 検定、p<0.05）。

また、PTG の全下位項目において、「被害者参加制度」を利用した者の方が PTG の平均点は高く、「自分の人生でより良い事ができるようになった」、「自分の人生に新たな道筋を築いた」といった「新たな可能性」の項目のみ、統計上有意であった（t 検定、p<0.05）。

また、「損害賠償命令制度」を利用した者は、そうでない者と比べて、「精神的変容」の平均点が高く、統計上有意であった（t 検定、それぞれ P<0.05、P<0.01）。

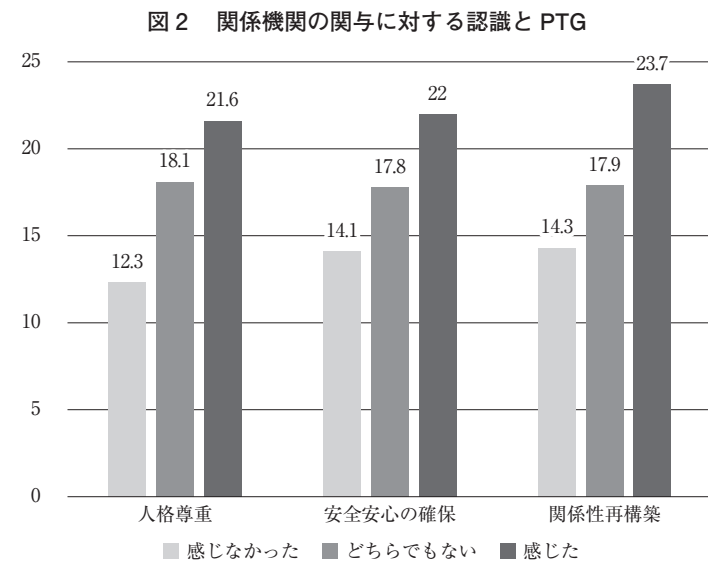
#### 3 被害後の「怒り」「自責感」「心理的苦痛」と PTG、K 6 との関連

「怒り」について、全回答者（412人）の怒りの平均値が7.38であったことから、7 点を区分点として「怒り」の高値群と低値群とを比較した。PTG 下位項目で見ると、「怒り」の高値群に PTG が生じており、とりわけ、「価値観の変容」が生じる傾向にあった（p=0.001, t 検定）。

「自責感」については、全体の平均値が3.67であったことから、3.7を区分点に PTG の程度を見たが、統計上有意な差異は得られなかった。

また、現在の精神症状（K 6）について、被害当初の「怒り」と「自責感」から見ると、「怒り」においては違いがなかったが、「自責感」が強い者ほど、現在の精神症状のハイリスク群（13点以上）に占める割合が高かった（p<0.001, t 検定）。また、被害当初の心理的苦痛の程度が高いほど、現在の精神的状況は悪かった。被害当初の心理的苦痛を「非常に強く感じた」者の現在の K 6 平均点は8.7点、「かなり感じた」者は5.8点、「感じた」「それほど感じていない」者は4.9点、「感じなかった」者は1.0点であった。





#### 4 関係機関の関与状況と PTG との関連

被害後の関係機関の関与状況は前述の通りであるが、関係機関に対する認識項目の「人権尊重」「安全・安心の確保」「関係性再構築の働きかけ」について、「感じなかった」「どちらでもない」「感じた」と回答した者の PTG 平均点を比較したところ、「感じなかったくどちらでもないく感じた」の順に PTG が高くなっていた（図2参照）。関係機関から適切に対応されたと認識できることで、PTG が生じることが示唆された。

#### 5 自助グループの参加意思と PTG との関連

自助グループの参加について、何らかのグループに「すでに参加／主催している」及び「参加したいと思う」と回答した計64名を〔参加意思あり群〕、「参加したいとは思わない」及び「その他」と回答した計348名を〔参加意思なし群〕として、2群に分けて PTG との関連をみた。その結果、〔参加意思あり群〕の PTG 平均点は $19.3 \pm 11.4$ 、〔参加意思なし群〕は $14.2 \pm 11.0$ で、すべての下位項目で〔参加意思あり群〕で高かった。また、PTG 各下位項目との関連を見たところ、「他者との関係（ $P=0.001$ ）」「新たな可能性（ $P=0.007$ ）」「人間としての強さ（ $P=0.019$ ）」「精神的変容（ $P=0.000$ ）」「価値観の変容（ $P=0.076$ ）」で有意であった（t 検定）。自助グループへの参加意思が被害回復と強く関連することが示唆された。

## IV 考 察

### 1 早期支援と対応窓口周知の必要性

本調査の結果から、被害後1か月以内の支援を受けた者は、「かなり受けた」「少し受けた」が全回答者412名のうち59名（14.4%）にとどまっていたことが分かった。これは、警察庁による平成29年度犯罪被害者類型別調査<sup>6)</sup>において、被害者等が事件に関連して受けた給付・支給・賠償等について「いずれも受けたことがない」という回答が78.5%であった結果と同様の傾向であった。多くの被害者等に早期支援が行き渡っていない現状を指摘することができよう。

一方、被害者等への早期支援の重要性は、多くの研究から明らかにされている。たとえば、Epstein ら（1998）<sup>7)</sup>によれば、PTSD を発症する予測因子について、トラウマティックな出来事から「6か月以内のストレス」の程度がその後 PTSD になるかの決め手の一つになるとあり、また、Ozer ら（2003）<sup>8)</sup>の PTSD の予測因子に関するメタ解析では、PTSD にならないためには唯一「サポートを受ける」ことであったと報告している。中島ら（2017）<sup>9)</sup>による、犯罪被害者遺族に関する研究においても、被害後早期から周囲の人や支援団体によってストレス状況を緩和し、二次被害を防ぐことが、遺族の“回復”に必要なことを指摘している。

本調査では、その“回復”の意味を明らかにするため、PTG 尺度を用いたが、その結果、早期支援を受けた被害者等に有意に PTG（心的外傷後成長）が生じていることを確認できた。PTG は、「危機的な出来事や困難な経験との精神的なもがき・闘いの結果生ずる、ポジティブな心理的変容の体験」と定義される（Tedeschi, R.G. ら1996）<sup>10)</sup>。早期支援を受けた者には、PTG 下位項目すべての平均値が高かったが、とりわけ統計的に有意な項目は「新たな可能性」「人間としての強さ」「精神的変容」であった。増井（2017）<sup>11)</sup>は、DV 被害経験者に対するインタビュー結果をもとに、被害当事者は被害に遭う前の自分に戻るのではなく、「新たな自己」へと生まれ変わると認識していたと報告している。早期支援を通じて自他ともに被害者である

6) 警察庁『平成29年度 犯罪被害類型別調査 調査結果報告書』（平成30年3月）。<https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/kohyo/report/h29-1/index.html>。2018年（2021.10.1）

7) Epstein R.S., Fullerton C.S., Ursano, R. J. “Posttraumatic stress disorder following an air disaster : a prospective study”, *American Journal Psychiatry*, 155（7）（1998）, 934-938.

8) Ozer, E.J., Best, S.R., Lipsey, T.L., Weiss, D. S. “ Predictors of Posttraumatic stress disorder and syndrome in adults : A meta-analysis”, *Psychology Bulletin*, 129（2003）, 52-73.

9) 中島聡美、白井明美、小西聖子「犯罪被害者遺族のメンタルヘルスとレジリエンス」ストレス科学32巻1号30-42頁（2017年）。

10) Tedeschi R.G., Calhoun L.G. “The Posttraumatic Growth Inventory : measuring the positive legacy of trauma”, *Journal of Trauma Stress*, 9（3）（1996）, 455-471.

11) 増井香名子「DV 被害経験からの「回復」と経験への意味づけ—当事者インタビューの分析からみえた心的外傷後成長（PTG）」社会福祉学58巻2号55-66頁（2017年）。



ことを認識し、新たな自分への一步を踏み出していけると考えられる。

ただ、その早期支援を行う一機関となる地方公共団体対応窓口について、その周知度は低く、行政の支援があることを知らなかったと回答する者も7割近くに上っていた。とくに性被害の場合、支援にたどり着けていない傾向が強く見られた。早期支援の体制整備とともに、被害者等が早く支援につながるよう対応窓口の周知徹底を図っていく必要があるだろう。

## 2 被害回復に必要な「怒り」等の表出の意味

「怒り」とは、人間の持つ基本情動の1つであり、理不尽な犯罪に遭ったことで被害者等が当然持つべき感情として引き合いに出されることが多い。行為の原因を行為者自身に帰属した場合には怒りが生起し、行為者に対する処罰感情を強めることにつながるとされる（Grahamら1997）<sup>12)</sup>。PTSDに罹患した被害者等が回復過程で体験する思いの特徴をまとめた福井ら（2003）<sup>13)</sup>は、回復群の特徴として「加害者への怒り」が存在し、非回復群に特徴的な思いとしては「安全感が脅かされる恐怖」があったと報告している。本調査の結果では、被害直後1カ月以内の早期支援を受けた者は、事件に対する怒りが高まり、心理的苦痛が低い点で有意であった。また、被害当初の「心理的苦痛」が低いことは、現在の精神健康状況（K6）の低値につながっていた。早期に支援者からサポートされる中で、犯罪被害の理不尽さや不条理を実感し「加害者への怒り」の感情が強まるとともに、サポートを通して心理的苦痛が和らいだ可能性がある。

一方、加害者が逮捕されていない場合は、加害者が逮捕されている場合と比べ、「心理的苦痛」も、「怒り」の感情もかなり強い傾向にあった。さらには、加害者が逮捕されない場合、被害者等の現在の精神健康状態は、加害者が逮捕された場合と比べて非常に悪かった。とくにDV被害や性被害といった身体に侵襲的な犯罪被害では怒りが表出されにくく、自責感が高くなり、現在の精神症状の悪さにつながっていた。加害者が逮捕されない状況は、被害者等が心理的にも物理的にも「安全感が脅かされる恐怖」の状況に置かれ続けることを意味するとともに、刑事司法手続に関与することや、その過程で関係者からのサポートを得ることもできない状況に陥ることになる。通称「国連被害者人権宣言」（「犯罪およびパワー濫用の被害者のための司法の基本原則宣言」1985年国連総会にて採択）では、犯罪被害者の定義を「加害者が特定されているか、逮捕されているか、告訴されているか、あるいは有罪判決を受けているかに関係なく、また加害者と被害者の間の親族関係の有無に関係なく、被害者と見なすことができる」と

12) Graham, S., Weiner, B. & Zucker, G. S. “An attributional analysis of punishment goals and public reactions to O. J. Simpson”, *Personality and Social Psychology Bulletin*, 23 (1997), 331-346.

13) 福井美貴、松村幸子「心的外傷後ストレス障害の回復過程の看護援助 犯罪被害者の思いの分析」日本精神保健看護学会誌12巻1号22-32頁（2003年）。

している。加害者の逮捕有無に関係なく、関係者は被害者等の声を受け止め、怒りを適切に表出することも含め、被害者等に見られる心理状態を理解しあまねく対応してくことが求められる。

## 3 被害者等の権利擁護の重要性

本調査の結果から、裁判（審判）になって判決（処分）が確定した場合、また「被害者参加制度」や「損害賠償命令制度」を利用した場合において、被害者等にPTG（心的外傷後成長）が生じたことが読み取れた。刑事司法手続への関与を通して、“被害者等としての権利を行使するこ”とが、被害回復には大きな意味をもつと考えられる。

関係機関の関与状況について、「人権尊重」「安全・安心の確保」「関係性再構築の働きかけ」の3項目において、そのように認識した程度がPTG尺度の点数と正の相関があった。斎藤ら（2018）<sup>14)</sup>は、性犯罪・性暴力被害者の支援にあたってきた支援者のインタビューの結果から、支援者らが、被害者に「人としての尊厳をもって関わる」「意思・意向を尊重する」ことをしながら、「連携先への信頼（を見せる）」、「ある程度の強引さ」をもって支援につなぐといった工夫をしていることをまとめている。被害者等にとって、刑事司法手続や支援プロセスを通して、そのような人権を守られ尊厳をもって対応されたと認識できることがPTGにつながっていた。本研究にてその重要性が示されたといえる。

また、本調査の結果において、被害から間もない時期はソーシャル・サポートが低く、自助グループの参加を希望しない者が8割を超えていたが、自助グループへの参加意思を持っている者はPTGが生じていることが示された。早期から被害者等が、何らかの社会的なつながりをもてるような働きかけを行う必要があると考えられる。被害に遭ったことで社会や人間関係から距離を取らざるを得ない状況に至るとすれば、社会とつながる可能性を保障することは被害者支援において重視すべき視点である。

## V まとめ

本稿は、「人は苛烈な体験を経た後に、どのように積極的な意味を見出すことができるか」というテーマの一連の研究における量的調査の結果を報告したものである。本調査は、調査会社モニターを対象にしたオンライン調査で、犯罪によって被害を受けた経験及び制度・サポートの利用状況と、PTG（心的外傷後成長）や被害回復との関連を分析することを目的とした。

犯罪被害を対象とした研究においては、トラウマ、PTSDなどトラウマティック・ストレ

14) 斎藤 梓、岡本かおり「性犯罪・性暴力被害者支援の特徴：支援者へのインタビュー調査から」目白大学心理学研究14号31-43頁（2018年）。

スに係る研究が主流であるが、そうした研究は、被害体験のいわばネガティブな側面に焦点を当てたものになりがちであり、犯罪被害という過酷な状況に置かれた中から「成長」を生む可能性があるといった、ポジティブな面を取り上げた研究は限られる。本調査はそのポジティブな面を促進する要因について、制度・サポートの利用状況から明らかにしようとしたものである。

有効回答者数は合計412名で、45都道府県から回答があり、被害種別は「交通被害」「性被害」「ストーカー被害」「DV被害」「暴力被害」など多岐に渡った。早期支援を受けた場合、裁判（審判）になり判決（処分）が確定した場合、また「被害者参加制度」や「損害賠償命令制度」を利用した場合において、PTGが生じることが確認できた。また、被害者等にとって、刑事司法手続や支援プロセスを通して、関係機関から人権を守られ尊厳をもって対応されたと認識できることがPTGにつながっていることも示唆された。

モニターを対象としたWEB回答であり多少の偏りがあることは否めないが、犯罪被害と制度・サポートの利用に関する現況と、PTGとの関連について把握できたと考えている。PTGについては、個別性が高く、「レジリエンス（resilience）」や「意味づけ（meaning-making）」といったポジティブな心理的変容との概念整理も行う必要がある。さらに、被害者等を対象とした質的調査を行うことによって、被害体験におけるPTG自体の解明を進めていきたい。

**謝辞：**本調査にご協力をいただきました回答者の方々に深謝いたします。

なお、本調査は「犯罪被害者の「回復」過程を促進する要因に関する研究」（科学研究費助成事業 基盤研究（C） 課題番号19K02221、代表研究者：伊藤富士江）の量的調査の一部として実施したものである。